

# 帯広市民文化ホール

平成24年4月1日からは  
提出先が帯広市民文化ホールに  
変わります！！

## 減額登録団体申請のご案内

減額登録団体の登録を行うと、  
帯広市民文化ホールの利用料及び物件料（暖房料は含まれません）が5割減額になります。

◎減額登録団体の要件・・・減額登録団体は、次のすべてに該当する団体です。

1. 文化団体として活動を行っている
2. 役員名簿を備えている
3. 団体の規約や会則などを備えている
4. 1年以上継続して活動している
5. 過半数の帯広市民で構成されている
6. 営利を目的としていない

市民文化ホールの予約をする時までにお申込み下さい。

◎必要書類

- ① 登録団体申請書
- ② 団体の規約や会則など（団体の設立年月日や規約・会則などの施行年月日の記載が必要です）
- ③ 団体の会員名簿（全員の氏名と住所の記載が必要です）
- ④ 団体の役員名簿（会員名簿に役員の記載があれば不要です）
- ⑤ 収支予算書及び収支決算書 

◎減額登録団体申請の手続

- (1) 必要書類①登録団体申請書に必要事項を記入してください。
- (2) 必要書類①登録団体申請書の裏のチェックリストにチェックをしてください。
- (3) 上記の必要書類①～⑤をそろえて提出してください。  
平成24年4月1日からは帯広市民文化ホールに提出してください。
- (4) 減額登録団体としての登録が決定しましたら、後日「減額登録団体決定書」を郵送いたします。  
※決定までには若干日数を要しますので、余裕を持って手続きしてください。
- (5) 有効期間は登録された年度限りです。

## 帯広市民文化ホール減額登録団体の制度

この制度は市民のみなさまの主体的な文化活動を支援するために設けられました。

日頃の芸術・文化活動の成果を発表する場である帯広市民文化ホールの利用料を減額することで、みなさまの活動を支援しております。

減額された分の料金は市民のみなさまの税金で補填され、お支払いいただいた利用料は帯広市民文化ホールの維持費に充てられます。

○帯広市民文化ホール利用料金減免基準（抜粋）

第1条 帯広市民文化ホール条例(昭和63年10月24日条例第40号)第17条第4項の規定による利用料金の減免は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、暖房料については、減免の対象としない。

—中略—

(2) 5割減額

ア 市が共催する行事等で利用する場合

イ 市内の高等学校が教育目的で利用する場合（帯広市立南商業高等学校を除く。）

ウ 減額登録団体が営利を目的としない入場料等1,000円以下の日頃の活動発表の催事のために利用する場合。ただし、日頃の練習活動は除く。なお、鑑賞団体の催事にあつては入場料等5,000円以下とする。

エ その他教育委員会が特に認めた場合

2 利用料金の減免を受けようとする者は、帯広市民文化ホール利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、減額登録団体並びに教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

—中略—

第4条 第1条第1項第2号ウの減額登録団体は、次のすべてに該当する団体とする。

(1) 過半数の市民によって構成された文化団体で過去1年以上継続して活動していること。

(2) 規約、役員名簿等を備えた団体であること。

(3) 営利を目的とした団体でないこと。

2 前項の減額登録団体の登録を申請しようとする者は、登録団体申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請について減額登録団体として決定したときは、減額登録団体決定書により通知し、登録団体名を公示するものとする。

4 減額登録団体としての登録有効期間は登録された年度限りとする。

第5条 前条第1項第3号に規定する営利を目的とした団体とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 事業を通して得た利益をその団体の構成員等に分配する場合

(2) その他営利を目的とした団体とみなされる場合

※減額登録団体が条件を満たしていないことが分かった場合は、登録を取り消されるとともに、翌年度の登録申請が出来なくなります。また、すでに許可されている利用料金については通常料金となります。ご注意ください。

※今回提出いただいた個人情報は、文化振興事業にのみ活用し、その他の目的に無断で利用することはありません。